**別記様式第２号**（第９条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 　その１ 営 業 の 方 法　　営業所の所在地　風俗営業の種別 　 法第２条第１項第 号の営業 |  |
| 　営業時間 |  午前 午前 時 分から 時 分まで 午後 午後 ただし、 の日にあつては、 午前 午前 時 分から 時 分まで 午後 午後 |
| 　18歳未満の者を従　業者として使用す　ること |  ①する ②しない |
|  ①の場合：その者の従事する業務の内容（具体的に） |
| 　18歳未満の者の立　入禁止の表示方法 |  |
|  |  |
| 　飲食物（酒類を除　く。）の提供 |  ①する ②しない |
|  ①の場合：提供する飲食物の種類及び提供の方法 |
| 　酒類の提供 |  ①する ②しない |
|  ①の場合：提供する酒類の種類、提供の方法及び20歳未満の者への 酒類の提供を防止する方法 |
| 　当該営業所におい　て他の営業を兼業　すること |  ①する ②しない |
|  ①の場合：当該兼業する営業の内容 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  |  その２（Ａ）（法第２条第１項第１号から第３号までの営業） |  |
| 料 金 |  |
| 料金の表示方法 |  |
| 役務提供の態様 | 客の接待をする場合はその内容 |  |
|  客の接待をする 場合は接待を行 う者の区分 | 常時当該営業所に雇用されている者 |  名 |
| それ以外の者 |  名 |
| 主たる派遣元 | (ふりがな)氏名又は名称 |  |
|  |
|  | 住 所 | 　〒（　　　　　　　） （ ） 局 番 |  |
| (ふりがな)　法人にあつて　は、その代表　者の氏名 |  |
|  |
|  客に遊興をさせ る場合はその内 容及び時間帯 |  |  |
|  時 間 帯 |  午前 午前 時 分から 時 分まで 午後 午後 |
|  （法第２条第１項第１号の営業のみ記載すること） |
|  客 室 |  和風のもの 室 |  その他のもの 室 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  |  その２（Ｂ）（法第２条第１項第４号の営業） |  |
|  （まあじやん屋のみ記載すること） |
|  |  ①客１人当たりの時間を基礎として計算する ②まあじやん台１台につき時間を基礎として計算する |
|  全自動台につき 円 |
|  半自動台につき 円 |
|  その他の台につき 円 |
|    |  |
|  （ぱちんこ屋及び令第15条に規定する営業のみ記載すること） |
| 令第８条に規定する |   |  玉１個 円 |
|   |  玉１個 円 |
|  メダル１枚 円 |
|  アレンジボール遊技機 |  玉１個 円 |
|  メダル１枚 円 |
|   |  玉１個 円 |
|  メダル１枚 円 |
|   （　　　　　　　） |  につき 円 |
|  |
|    |   （　　　　　　　） |  につき 円 |
|    |  |
|  |  |
|  提供する賞品のうち  | （ 円） |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  |  その２（Ｃ）（法第２条第１項第５号の営業） |  |
| 料金 |  |  |
| 料金の表示方法 |  |
| 18歳未満の者を客として立ち入らせること |  ①する ②しない |
|  ①の場合：18歳未満の者を午後10時から翌日の午前６時までの時間において客として立ち入らせることを防止する方法（法第22条第２項の規定に基づき都道府県の条例で、午前６時後午後10時前の時間における18歳未満の者の立入りの禁止又は制限を定めたときは、午後10時から翌日の午前６時までの時間において、及び当該禁止又は制限の内容に基づき、客として立ち入らせることを防止する方法） |

備考

１ その１の「提供する飲食物の種類及び提供の方法」欄には、営業において提供する飲食物（酒類を除く。）のうち主なものの種類及びその提供方法（調理の有無、給仕の方法等）を記載すること。

２ その１の「提供する酒類の種類、提供の方法及び20歳未満の者への酒類の提供を防止する方法」欄には、営業において提供する酒類（ビール、ウイスキー、日本酒等）のうち主なものの種類、その提供の方法（調理の有無、給仕の方法等）及び20歳未満の者への酒類の提供を防止する方法を記載すること。

３ その２（Ａ）は法第２条第１項第１号から第３号までのいずれかの営業について許可を申請する場合に、その２（Ｂ）は同項第４号の営業について許可を申請する場合に、その２（Ｃ）は同項第５号の営業について許可を申請する場合に使用すること。

４ その２（Ａ）又はその２（Ｃ）の「料金」欄には、第34条の表の上欄に掲げる営業の種別に応じ、それぞれ同表の下欄に定める料金を記載すること。

５ その２（Ａ）又はその２（Ｃ）の「料金の表示方法」欄には、その２（Ａ）又はその２（Ｃ）の「料金」欄に記載した料金を表示する方法が第33条の各号のいずれに該当するかを記載すること。

６ その２（Ａ）の「客の接待をする場合はその内容」欄には、接待の種類（談笑及びお酌、踊り、歌唱、遊戯等の別）及びこれを行う方法（特定少数の客の近くにはべり談笑の相手となる、客と一緒に歌う等）を記載すること。

７ その２（Ａ）の「遊興の内容」欄には、遊興の種類（ダンス、ショー、生演奏、ゲーム等）、これを行う方法（不特定の客に見せる、聞かせる等。カラオケ、楽器等を利用して遊興をさせる場合は、その利用方法。）を記載すること。

８ その２（Ｂ）の「遊技料金の表示方法」欄には、その２（Ｂ）の「遊技料金」欄又は「ぱちんこ屋及び令第８条に規定する営業の遊技料金」欄若しくは「その他の営業の遊技料金」欄に記載した遊技料金を表示する方法が第33条の各号のいずれに該当するかを記載すること。

９ 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

10 用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。